

S.G. ハウの白痴論における社会改革構想

—1848年白痴論から—

中 村 満 紀 男*

I はじめに

19世紀中葉のアメリカ合衆国で白痴学校の設立が計画され、1850年代までに6校設立された¹⁾。白痴学校は、重度な障害児である白痴の教育を目的とした教育施設であったが、まもなく保護を目的とする収容施設に変わったという²⁾。盲児と聾児が救貧授産的教育をうけているにすぎなかった当時において、救貧政策の枠組のなかで白痴学校はいかなる設立の意義が与えられたのか、そしてなぜ変質してしまうのかは極めて関心ある問題である。

これまで検討の対象となってきたのは、白痴学校の設立が最も早く計画され、マサチューセッツ州立白痴学校(The Massachusetts School for Idiomatic and Feeble-Minded Youth, 1850年10月設立)として結実した運動であった。この白痴学校は、他州の白痴学校のモデルとなり、アメリカが白痴教育の最も盛んな国になるうえで指導的な役割を果たした。この白痴学校設立計画の中心となり、州立白痴学校の総長(general superintendent)を終生勤めたのがパーキンス盲院(The Perkins Institution and Massachusetts Asylum for the Blind)校長S.G.ハウ(Samuel Gridley Howe 1801—76)であった。彼は46年5月に州当局から州内白痴の実態調査を委託され、47年3月に中間報告³⁾を、48年2月に最終報告⁴⁾を州知事に報告した。これら二報告、とりわけ48年最終報告は、白痴学校設立に対する州の関与を求めらるううえで大きな説得力をもっていたのである。

このような重要な役割を果たしたハウの思想や活動は、従来から注目されてきた^{5), 6), 7), 8)}。しかし本研究で彼の48年白痴論⁹⁾をあらためてとりあげるのは、最終報告提出(48年2月)および州費による実験学校の設置(48年10月)によって、48年に重要性を認めるからだけではなく、48年白痴論は、白痴学校の変質化研究の出発点であるとともに、彼の障害児処遇論に対して新しい思想的意

味を付与すると思われるからである。本研究の基本的立場について、先行研究における問題点の指摘を通して次に示したい。まず第一に資料の問題性である。ハウは最終報告(48年2月)のほかに、同様に白痴を扱った論文「白痴の原因と予防」(Causes and Prevention of Idiocy)を48年6月に発表している。従来は、実態調査の結果および白痴論全般を扱った最終報告のみがとりあげられ、白痴の問題に対する彼の基本的な問題意識をのべた、彼の白痴論を研究する際の不可欠な資料である48年6月論文は、殆んど分析されていない。

次に、先行研究におけるハウの白痴処遇改善運動に対する理解や評価の問題性である。その第一としての彼の活動に対する人道主義的、博愛的理解は、悲惨な獣の状態に放置された白痴を、教育的救済を行った点についてのみ一面的、表面的に評価しがちであって、彼を教育的救済に駆りたてた真の要素を探りあてていないのである。その第二としての彼の白痴の教育をうける権利論に関する高い評価は、彼の権利論を最終報告から部分的に抽出し、理念的レベルのみで理解しているのであって、権利論の社会的背景を考慮に入れていない。これらの部分的、理念的理解や評価は、彼の活動や主張を人道主義や博愛、あるいは思想的進歩性に還元するにすぎず、結局、19世紀中葉における歴史的現実を無視し、彼の活動や主張に対する肯定的追認に陥るのみである。

そこで本研究では、最終報告および48年6月論文について以下の視点から実体的に分析することによって、ハウの白痴処遇改善運動が真に目ざした社会的意図は何であるのか、その意図に対し彼の思想はいかなる役割を果たしたのか、社会的背景との関わりは何か、を明らかにしたいと考える。以上の結果は、彼の人道主義・博愛および権利論に対しても新しい意味づけを与えることになろう。1. ハウが白痴にみたのは、人間として最低の状態にある獣的な存在としての悲惨さだけなのであろうか。それだけでないとするれば、彼は白痴に何を認識したのか。2. その認識によって、彼は白痴にいかなる関心を

* なかむら まきお 秋田大学

抱いたのか。3. 白痴に対する彼の関心は、白痴実態調査にいかなる意図を与えたか。4. この調査によって何が明らかにされたのか。5. 調査結果に基づいて、彼は白痴救済をどのように考えたか。またいかなる立場から白痴救済にいかなる社会的意義を与えたか。

II 白痴存在に対するハウの危機意識

ハウを長とする白痴実態調査委員会が州から法的に求められた職務は、次のことにすぎなかった。「マサチューセッツ州内にある白痴の状態を調査し、その数と彼らのために何かできることがないかを確認し、それを州立法部に報告すること¹⁰⁾。しかし彼が実施した調査を検討する時、彼は州が求めた職務以外の意図を調査にこめていたように思われる。これは次の事情から推測される。1. 白痴が示す非人間的で悲惨な獣的状态は、1830年代以降、経験的にはすでに周知の事実であった¹¹⁾。2. 彼は多忙な社会活動にもかかわらず、州内約百町で足かけ2年を費して馬車による困難な調査を完了した。(5)¹²⁾。3. 実態調査に用いた方法は、彼が新しく開発したもので、科学的であったが、多くの人手と時間を要した。こうしてみると、彼の調査は、従来考えられてきたように白痴処遇における悲惨な現実をただ精確に浮彫りにし、白痴教育の根拠とすることだけを旨としたのではなく、それ以上の一層重要な意図を含んでいるとみられるのである。この「意図」の解明は、彼がなにゆえに白痴処遇改善問題に対して全力を傾けたのか、またその問題を解決するために、学校を設立して白痴を教育しようとしたのかという理由を明らかにすることと密接な関係があろう。

そこで白痴存在を通してハウが何を認識したのかをまず明らかにしたい。彼は困難な調査の結果、州内の白痴数は少なくとも1,200人以上であると推定した(6~7)。この白痴数は、州当局が従来確認していた377人(6)に比べ数倍多かったから、彼自身、この結果に対して「恐ろしい」、「信じられない」(6)数とうけとめ、「衝撃」をうけたのであった(4)。彼におけるこれらの印象は、悲惨な白痴が予測以上に多かったことから生じたのであろうか。そうではなからう。彼の「衝撃」は、非人間的な状態におかれた白痴が社会的に孤立した存在ではなく、他の類似的存在と連続性をもっていることを彼が認識したから生じたにほかならないとみられる。白痴は、彼の認識では、健康で自立した社会生活を営めないばかりか、広く社会に害悪を与える存在や要素である「社会的害悪 (social evils)」として考えられていたのである。しかも白痴は、社会的害悪の単なる一環ではなく、その

最も典型的、象徴的な存在として彼は理解したと思われるのである。彼は、白痴と社会的害悪とを次のように関連づける。「コミュニティが至る所で遭遇するあらゆる形の貧困、欠陥 (infirmity)、墮落、犯罪 (などのあらゆる社会的害悪の一つ一つ—引用者、以下同じ) をここで調査したり、熟考したりする余裕はない。そこでわれわれは白痴というただ一つの形のみを示唆する。」¹³⁾(315)。従来言及されることはなかったが、彼は白痴のみを問題の対象と考えたのではなかった。白痴の背後にいる巨大な社会的害悪を彼は意識していたのである。

ところで、ハウが白痴を社会的害悪の典型ないし象徴という時、彼はいかなる意味でそのようにとらえたのであろうか。第一に白痴の示す状態であると思われる。彼は次のように最も非人間的な生存状況を示す白痴を、諸々の社会的害悪¹⁴⁾の最底辺に存在するものとして位置づけた。「極めて衝撃的で不快な人間の苦しみと墮落」(60)。白痴が「弱れる動物的不潔の泥沼」(53)。「仲間によって捨てられ……決して自分からは人間性という台に上ることができない……不幸(で)……すべての人のなかで最もみじめな人」(53)。このように彼は、人間として最も低次の状態にある白痴に、社会的害悪を代表させたといえよう。第二の典型としての意味は発生原因であると考えられる。彼が、社会的害悪の発生原因の一つと考えた病的傾向遺伝の法則 (the law of the hereditary transmission of morbid and vicious tendencies、後述) について、「白痴の事例ほどその理論的正しさをかくも十分に示している」ものはないと彼は考えていた(329)。第三の典型としての意味は救済の意義をあげた。白痴の存在は、「社会が到達できる文明の完全さに近づく前には、なおも進歩しなければならない広大な空間があるということの、多くの証拠の一つなのである。」(55~6) と彼はいう。

こうしてハウが白痴に関心をもったのは、従来主張されてきたように、単に白痴が悲惨な状態にあるからではなく、また彼らが教育によって救済されるからでもない。そうではなく、彼にとって白痴の第一義とは、健全な社会に日常的に害悪を及ぼす存在としての社会的害悪の典型・象徴にあったのである。これが白痴の存在に彼が深い関心を寄せた真の理由である。本来、彼における究極的な関心ある対象は社会的害悪であった。そこで次に、彼が社会的害悪に対して、いかなる関心を抱いたのかを明らかにしてみよう。彼の第一の関心は、社会的害悪の数が多数にのぼるという問題であったと思われる。彼はまず、予測以上に多数いた白痴について、州内で千人以上の無力な白痴がいるのだから、アメリカ全体では

どの位多数になるかと驚く(312)。さらに社会的害悪について、彼は次のようにのべる。社会的害悪はすべて被救貧民(pauper)である。大群をなす彼ら「全部が一緒になれば大勢になる。全人口に対する彼らの割合は恐ろしいほど多」い(56)。ここで彼は、社会的害悪がつねに貧困であるために、彼らの数の多さは各州に対して財政的負担を増大させることを示唆していると思われる。しかし彼がこの経済的問題以上に重視したのは、社会的害悪の道徳的悪影響であったとみられる。第二の関心である、健全な人々に対する社会的害悪の道徳的悪影響がそれである。彼らが及ぼす悪影響は、財政的負担の問題よりも、「もっと恐ろしい形」(312)、すなわち「道徳的害悪」(52)、「道徳的ペスト」(312)として現われると彼は考えた。彼によれば、「無知、不節制、犯罪、獣性、下劣、野卑」といった社会的害悪は一層悪いことに、「すべてわれわれの周囲、われわれの真真中にある」ように伝染するのである(312)。その上、社会的害悪に対しては「防疫線は一つもない」(傍点は原文イタリック、以下同じ)し、その害悪を検査することはできず、ホスピタルに入れて締め出すこともできない(35, 313)というのである。ここでハウが洞察し、かつ恐れたのは、貧困な社会的害悪が財政的問題単独ではなく、必ず道徳的悪影響を併せもつ複合的な形で、社会における健全な部分に侵入してくることであったとみられる。

しかし第三に、社会的害悪に関してハウが最も懸念を抱いたのは、アメリカのヨーロッパ先進国化であったと思われる。すなわち、現在は比較的健全な状態にある労働者、小作人、奴隷などの社会下層全体に、社会的害悪がはびこり、拡大し、それによって生ずる社会秩序と調和の破壊であった。彼が「社会における妨げる要素」(309)として社会的害悪を指摘するのは、そのような意味であると考えられる。彼の眼には、マサチューセッツ州は今や、他の「世界の一流国」とともに、社会的害悪の存在が示唆する「過去の警告、未来の脅威を顧みはじめ」(311)ざるをえない社会状況に直面しはじめているとみえたのである。第四にあげるべきハウの関心は、社会的害悪が道徳的悪影響を及ぼす範囲に子どもが含まれるようになったことである。彼にとって近隣における社会的害悪の存在は、「われわれの子どもが呼吸するまさに空気を毒するのである」(35, 313)。また子どもが近隣の白痴をあざけり、いじめたりすることは、実際にはその子どもこそ、「一層重大で継続的な害悪」⁵⁾を白痴からうけるのであると彼は理解した(52, 314)。

ハウの関心として第五に考えられるのは、工場経営者や奴隷所有者などからなる社会上層でさえ、社会的害悪

の侵入から安全ではありえない点であった。彼の観察によれば、社会上層の大人に対しては健康な生活からの逸脱によって、社会的害悪に転落する道はつねに開かれていたのである(324)。上層子弟の場合も例外ではなかった。例えば社会下層から採用される召使が、上層子女に白痴的になるような悪習(手淫)を教えこむことによって、社会的害悪は、上層子弟にも確実に侵入してくるというのである(35, 313)。彼は、社会的害悪の社会上層への侵蝕を直視することによって、「人類全体の完全な墮落の危険」(60)を感じたのである。これは彼にとっては、恐ろしい認識であったと思われる。

上述した社会的害悪に対するハウの関心が示唆しているように、彼の関心は、貧困である社会的害悪の発生と拡大に関わる社会状況によって育まれているがゆえに、ここで19世紀中葉アメリカの社会状況にふれなければならない。19世紀中葉アメリカは、脆弱さははらみながらも産業資本が目覚ましく発達した時期であったが、さまざまな社会問題が顕在化した時期でもあった。工場都市が形成され急激に拡大した。ここに都市への人口集中と農民層の分解が生じた。19世紀初頭以降の大規模な恐慌は都市に無産層を形成した。他方で、より安価な労働力としての外国移民が求められてきたが、40年代における移民の多くは、アイルランド出身の無教育な非熟練労働者であった。彼らは西部へ移住することなく都市にとどまった。また安価な労働力に対する資本の要求は、長時間・低賃金の苛酷な労働条件と婦人・児童労働を生んでいった。それに対して未熟な労働側は、このような劣悪な労働条件を改善するのに十分な力量をもっていなかった。19世紀中葉には、こうして富の蓄積と近代的貧困が構造的に生じたのである。

ハウが白痴処遇改善問題に取り組んだ19世紀中葉のアメリカでは、社会的害悪の発生と彼らの悪影響の波及を促進する社会状況が十分備っていたし、何よりこのことを彼は明確に認識していたのである(後述)。社会的害悪に対する関心は、その内容と彼の時代認識からみると、まさに危機意識といいかえてよい。この危機意識こそ、彼に画期的な実態調査を工夫させ、困難な調査実施を完遂させた最も基本的な要素であったと考えられる。

ところでハウは、彼が抱いていたと思われる危機意識に基づく実態調査によって、何を明らかにしようとしたのであろうか。白痴の実態把握という表面的な意図に隠れた彼の真なる意図がここで解明されなければならない。実態調査における彼の当面の意図は、白痴の「性質と範囲」と白痴の及ぼす「害悪の源」(4)を十分把握することであった。彼の次の意図は、白痴の及ぼす害悪

を除き、白痴の再発を防ぐ方法、すなわち白痴発生に対する予防法の発見であった。従って、「外的な積弊を削除するだけで、その邪悪な源を組織にとどめておく」

(3) ような対症療法的な白痴救済は、予防法の解明につながらないから彼にとっては避けなければならなかった。彼のこのような意図を満足させるには、救済対象白痴に対する従来の行政ルートによる紙上調査は無効であり(5)、事実と観察を重視する(57)、新しく科学的な調査方法の工夫が必要であった。彼が開発した方法は、救済対象と否とを問わず、発見しうるすべての白痴を、調査委員(ハウ)または代理(Enos Stevens)ができる限り直接訪問し、一定の観察と測定を白痴に、一定の質問を養育者に行い、その結果を数量化することであった。この調査方法と結果処理によって、彼は白痴の実態を示す40項目についての「事実を集積」(8)した。こうして白痴の実態分析から彼が解明した白痴の発生原因および予防法は、社会的害悪に対する彼の危機意識から明らかのように白痴に限定することなく、「次第に一般法則を演繹」(8)すること—社会的害悪全般の発生原因および予防法—に適用された。白痴実態調査におけるハウの隠れた真の意図こそ、社会的害悪全般に適用できる発生原因および予防法の解明であったと考えられる。

従来の研究は、ハウが提起した白痴の処遇改善運動を、人道主義的、博愛的運動として、あるいは権利としての教育的救済として高く評価するのみで、彼の活動の背景を探ることがなかった。しかしここで明らかとなったように、彼の本来の関心は、19世紀中葉アメリカの社会状況が生みだした社会的害悪なのであり、白痴に対する彼の関心は、彼らの悲惨な状態と、白痴が社会的害悪の典型であり象徴であることにあった。従って、白痴に対する彼の实態調査は、従来主張されてきたように白痴の発生原因究明や白痴教育の正当性の主張にとどまらず、社会的害悪の発生原因の究明こそ究極的に求めていたのである。彼が実態調査実施において困難を厭わず、また科学的態度を堅持し続けたのは、白痴の発生原因を彼が危機意識をもつ巨大な社会的害悪に適用することについて、当初から念頭においていたからであると考えられる。

III 社会的害悪の発生原因解明と改革の提起

ハウが実態調査を通じてまず解明しようとしたのは白痴の発生原因であった。この原因説は当然なことに、社会的害悪にもそのまま適用され、彼らの発生予防法を示すはずであった。はじめに白痴を発生させる直接的原因をとりあげよう。彼にとって白痴発生の理由は難問であ

った。なぜなら、人間が本来、神の形に似せて創造された(314)ように、白痴にも同様のことがいえる(4, 16)にもかかわらず、現実の白痴の姿は獣に近い状態を示していたからである。しかもこの人間として最低の存在が、最先進諸国に共通してみられたのである。しかし彼は、白痴が「あらゆる文明国」にいることを直視し、彼らの存在を「偶然のでき事ではない」と考えた(57)。いいかえれば、白痴の存在とその発生原因には一定の関係があることを、彼はまず理解したのであるとみられる。そこで彼が原因解明にあたって頼ったのは、白痴の実態調査結果であった。

ハウは白痴の実態を考察するに際して、二つの「真理」、すなわち原則を設定した。第一の「真理」は、彼の白痴研究における思考の出発点となった、「人間の知的、道徳的状态は、本来主に身体的組織の構造と状態によっている」¹⁶⁾(311)との骨相学(phrenology)的見解であった。そこで彼は、白痴の身体的状態を40項目にわたって調査した。当然のことながら、彼らの身体的状態は極度の低下を示していた。第二の「真理」は心身における病的傾向の遺伝法則による子孫への伝達であった(57, 59, 60, 328)。そこで彼は直接の調査対象である白痴だけでなく、彼らの親までさかのぼってその身体的状態を追求したのである。これは新しい発想であった。彼の調査結果は、心身が極めて低い状態にあるのは白痴だけでなく、彼らの親や家族もまた類似の状態にあることを示したのである。調査した白痴の10人に8人は悪い家系(wretched stock)の生まれであり(316)、彼らの家系には「信じられないような極度の身体的状態の低下と知的、道徳的暗黒がみられ」(4)たのである。彼は調査から以上のような事実をえて、次の結論を下した。「親の体質における器質的弱さ、あるいは欠陥の結果として白痴的な子どもが生まれる」(329)。この結果、白痴の発生は、親の極度に低い身体的状態が子に遺伝することによることを彼はつきとめたのである。

さて、白痴を発生するような身体的状態の低下はなぜ出現するのか。ハウはここで骨相学に従って自然法則(the natural laws)概念を導入した。これは彼にとって問題に迫る最も基本的な概念であったといえよう。彼は自然法則を、「健康の法則」(the law of health)(325)、「生理学の法則」(the law of physiology)(312)、「生活と徳行の法則」(the law of life and morality)(58)ともいいかえているが、これは心身の健康維持のためのいわば生活規範—調和的で適切な心身の使用と栄養、そして節制した生活の維持—といえよう。彼によれば、自然法則に従った日常生活を送らなけ

れば、自然法則に背反したことになり、身体的状態が低下するというのであった。こうして白痴の発生は、親における自然法則への数多くの頻繁で極度な背反によって生じた著しい身体的状態の低下と、それが子孫に遺伝された結果であると彼は理解した。

ハウが白痴の発生原因ないし発生過程を科学的に解明しようとしたことは明らかであった。それゆえに彼は、白痴発生に関する単純な神(天)罰論を明確に否定した。「白痴の存在は摂理の特別な天意ではない。そう考えることは天帝への侮辱」(57)であり、「不信心なこと」(4)であると。彼は単純な神罰論を克服したが、しかし宗教的論理まで放棄したのではなかった。むしろ彼は、自然法則背反説の正当性を論証し、身体的状態の低下の改善必要性を強調するためには、積極的かつ巧みに宗教的論理を活用した。彼によれば、自然法則への背反による心身状態の低下は、「神の慈悲深い定め(自然法則)に対し、神の子が従順になるように戻すために送られた懲罰」(55)なのである。しかもこの神の懲罰は、背反者の意志や状態にかかわらず、例外は存在せず確実に行われるという(59, 323, 328)。最も極端な形で神の懲罰は、生殖不能という決定的な罰を与えることによって、人間の全体的な墜落(80)、人類の完全な墜落(321)を防ぐのであると彼は考えた。こうして彼は白痴の存在に対し、自然法則に関連づけて次の意義を与えた。心身における自然法則からの極端な逸脱を示す白痴が存在し、彼らが社会に重荷を負わせているのは、人々に「自然法則を発見させ、従わせ」(315-6)ように神の意図である。白痴の発生は「自然法則の背反の結果にすぎない。それは単純であり、明らかであり、美しいほどである」(57)と。

ハウは自明なことに、白痴発生原因説を社会的害悪に適用し、彼らの知的道徳的能力の発達を妨げる原因を白痴と同一の原因に求めて、次のように一般化した。「病的な親から健康な子どもが生まれることはない」と(329)。従って社会的害悪の存在は、「自然法則についてのひどい無知であり、あからさまな背反」の結果である(56)というのが彼の主張であった。彼によれば、社会的害悪の場合は、背反の程度が白痴ほど極端でないにすぎないのである。しかし彼の問題意識にとって一層重要なことは、自然法則の背反は白痴と社会的害悪に特有ではないことであつたとみられる。貧しいが一応仕事をもって働いている人民が低い身体的状態にあるのは、「大部分はその恐ろしい結果を無視して犯された、色々な種類の過度な不節制の結果」(316)、すなわち自然法則への背反によるためであると彼は考えた。さらに自然

法則への背反は、社会上層さえ例外ではないことを彼は知った。こうして白痴を最底辺とし、社会的害悪から社会下層、そして上層へと広がっていた身体的状態の低下を、彼は自然法則への背反という共通の原因によって解釈しようとした。ここで彼が解明したのは、白痴と社会的害悪の直接的発生原因と称すべきものであった。しかし彼は原因追求の手をゆるめることなく、直接的原因を生み出す社会状況、すなわち基本的発生原因の解明に迫っていったのである。

そこでハウはまず賢明にも、自然法則に対する日常的、常習的背反者である白痴と社会的害悪の周辺—社会下層—の生活状態に注目した。彼がみた社会下層の生活状態は、昼夜に及ぶ長時間労働、疲れることのない機械に合わせた労働形態、婦女子に対する苛酷な労働、そして劣悪な労働環境(319)、低賃銀と乏しく不十分な食事(79)に要約された。彼は以上のような状態を一種の虐待として「疑いえない事実」とみていたのである(319)。さらに年少者さえアルコールとタバコを摂取していた。彼には社会下層における生活全体が、自然法則に背反しているとみえたであろう。皮肉なことにこのような生活状態は、世界で最も繁栄した国イギリスで典型なのであると彼は指摘した(320-1)。しかしアメリカ自身も類似の状況にあることを彼は明確に把握していた(後述)。こうして両国における社会下層の生活観察から、彼は社会下層が社会的経済的条件に規定された、自然法則に背反せざるをえない生活状態におかれていることを理解した。そこで彼の次の段階は、社会下層が背反せざるをえない生活状態を作りだしている社会的経済的条件とは何かを明らかにすることであった。これは、社会的害悪の基本的発生原因と称されるべきであった。

基本的原因のなかでハウがまずとりあげたのは貧困であった。過度の不節制は自然法則に対する明白な背反であるが、それが最貧困層にみられることを彼は熟知していた(316)。また貧困は無知と一体不可分であることをも彼は洞察して、過度な不節制は「無知の結果である。この無知は極度の貧困の殆んど避けたい結果である」と指摘する(316)。貧困と無知にある人々にとって、心身の健康維持に必要な生理学の知識を考えるほど余裕がないのは当然である(312)として、彼は社会下層について、「彼らは無知のまま、あるいは(貧困に基づく)極度の必要から(自然法則背反という)罪を犯している」とみる(325)。

ハウは、白痴と社会的害悪の発生原因に関する考察で、すでにのべた単純な神罰論とともに、注目すべきことに貧困と無知を指摘することによって原因発生におけ

る個人責任論を否定したといつてよい。プロテスタント倫理の強固な風土にもかかわらず、彼の個人責任論への否定を一層明確にしたのが、社会制度 (social institutions) 批判であった。彼のいう社会制度とは、工場制と奴隸制、貧民救済機関としての救貧院 (poorhouse or almshouse)、刑罰機関としての監獄 (jail or prison) である。

ハウの社会制度に対する注目のなかで最も重要なのは、貧困と無知を社会的に生産している社会制度、すなわち工場制と奴隸制についての評価であった。すでにのべた社会下層の生活状態を作りだしているのは、この二つの社会制度であることを彼は理解していた。彼は工場制と奴隸制の機能について、次のように評価している。この二つの制度は、社会下層を「獣的にし、道徳的白痴にすることに役立つ」おり、「墮落、愚鈍、犯罪を生」み、「人間の身体と魂を確実に使い尽し、破壊する」(320)。またその制度は、社会下層を進歩させる「時間と機会」を与えないから、実際には彼らを獣のレベルに抑えていると(317)。その結果、社会制度は、「人の可能性の生来的不平等」を「発達と享受の手段において怪物の相異」へと増大させてしまう。「しかも社会制度が妨げている諸発達に必要な「時間と手段」の享受は社会下層の「生得権 (the birth right)」なのである(309)。これがハウの分析であった。まことに根本的な批判であり、それはなお次に続くのである。

反奴隸制論者ハウが南部奴隸制を糾弾する(317~9)のは当然であるが、北部工場制をも奴隸制と共通の視点—「労働と楽しい生活の不正な配分」(319)—から根本的な批判を加えているのは注目される。彼はこの二つの制度が、大多数の人々を酷使する反面、少数の金持に「富と贅沢の不必要な増大」(319)を促進するという根本的矛盾をよく理解していたといえよう。こうして社会下層を救貧院と監獄に確実かつ必然的に入れる訓練をしている(314)工場制と奴隸制は、「根本的な悪」であり、「人類の大いなる墮落と道徳的、知的白痴の高頻度をひきおこし」た(321)と彼はきめつけた。

ところで別の社会制度である救貧院と監獄は、すでに社会的害悪に陥った者に対し、彼らの状態を改善する機能を果たすはずであるが、ハウはどう評価したのであろうか。救貧院は、「故意の残酷さ(虐待)あるいは不親切」という扱いよりも、白痴の「真の状態と欲求についての最も悲しむべき無知」(25)によって、また監獄は、身体と魂に対する鞭と欠乏という罰(310)によって、救済どころか彼らを一層墮落させている。このような機能を果たすことによって、救貧院と監獄は、社会制度

の最後の部分を完結させている。この結果、社会制度全体が殆んど必然的に知的、道徳的白痴に至るような恐ろしいほどの身体的墮落を作りだしている(310)。これが社会制度全体に対する、彼の厳しい評価であった。白痴と社会的害悪における彼の発生原因究明は、まず直接的原因である自然法則への背反を明らかにし、次に社会下層を背反に追いやる状況を生みだす社会的経済的条件を基本的原因としてハウにもたらしたのである。とくに基本的原因は、彼が改革を構想していくうえで重要な鍵とすべきであった。

発生原因が明らかとなった段階で、ハウは社会的害悪の処遇をどのように考えたのであろうか。彼は「社会を妨げる要素」としての社会的害悪を、社会から「一掃しなければならぬ」と考えた。しかし現実問題としては、「物理的に一掃」することは不可能であると彼は理解した(309)。あるいは彼らを「遠ざけようと、隔離させようと、監獄や救貧院の中に閉込めようと、少なくとも社会からの追放者として扱おうと」絶えず努めることは、「全く無駄である」(56)とも彼は悟った。社会的害悪よりは上位に位置し、その予備軍となっている社会下層についても、彼は社会からの追放を次のように否定した。病気になるのは癌になった手足とは違って、「人民を切断することはできない。」なぜなら人民は、「社会の主要部 (social body)」(312)であるから。ここで人民は社会下層と同義とみてよい。興味あるのは、彼の態度のニュアンスが社会的害悪プロパーとその予備軍である社会下層とは異っていたことである¹⁷⁾。

社会から特定の階層やその一部の排除・隔離を放棄したことは、ハウにとって社会の現状に対する改革の提起を意味した。そこで彼は、社会各層が同一社会で生活することをむしろ積極的に意味づけた。「人間は個人的存在であると同時に、社会的存在である……。神は人間を結びつけてきたから、彼らは離ればなれになることはできないのである」(55~6)。さらに彼は、各階層すべてが構成員として生活する社会を、「単一体 (unit)」という概念によって真理にまで高めた。「各世紀の経験は、社会が単一体であるという真理を、絶えず増大する力で痛切に感じさせてきている」(312)。単一体としての社会実現のために、彼はまず社会的害悪を改革する必要がある。彼には彼らは恐ろしい重荷であると同時に、社会進歩にとって重大な弱点になると思えた(312)。単一体としての社会実現は、とりもなおさず社会進歩の実現であったから、熱心に進歩を奉じていた彼は、社会的害悪の改革を社会進歩と関連づけて次のように意義づけた。社会の初期には足りにされ、後に放置されて滅びるに任

されている人々のための向上と保護による人間性への尊重ほど、文明における「進歩」の程度を正しく試すものはない」(308)。

社会的害悪の改革についてハウはまた、彼らの「治癒は根本的 (radical)」に行われなければならないことを強調した (312)。彼が提起した根本的の改革を、彼の発生原因説とあわせみる時、「根本的」の意味は、改革対象と改革の在り方を示していたといえるだろう。すでにのべたように、彼は社会的害悪を直接発生させる自然法則への背反は、社会下層を中心に生じがちであり、また背反せざるをえない状況が社会制度によって作りだされていることを明確に認識していた。従って改革対象は、白痴と社会的害悪が今溺れており、社会下層が脅かされている自然法則への背反だけではなく、彼らを背反へ追いこむ状況を作る社会制度も含まれたと思われる。これは改革の在り方を示すことになるはずである。すなわち、彼の改革は、白痴を最底辺とする社会的害悪の一つ一つに対する対症療法的、部分的改革ではなく、根本的、全体的改革を意図したと思われる。ここで初めて彼の改革は、社会改革を提起したといつてよい。

IV 改良主義的社会改革の構想

ハウは、社会的害悪の発生原因として、直接的原因—自然法則背反と遺伝、そして基本的原因—背反状況を作りだす社会的経済的条件、とを示した。彼にとって次の段階は、この原因論に基づいていかなる改革を構想するかであった。そこで彼の構想をまず検討し、そのなかから彼の基本的立場を探ってみたい。

ハウにおいては改革の方向はすでに、彼の二つの原因論が明示していたといつてよい。まず直接的原因である自然法則背反・遺伝説が、社会的害悪の減少ないし消滅のために、自然法則の遵守を内容とする改革を旨とするのは自明である。自然法則の遵守とは、彼によれば、身体の全器官、つまり「栄養と運動の器官と同様、心を明示するのにより直接役立つ器官—脳・神経組織—を完全な状態」(325)におくことであった。彼は自然法則と遺伝法則とを、社会各層が子孫とコミュニティのために従うべき倫理的生活規範として理解していたと思われる。ここで彼の二つの問題は、これら二法則の教義を社会各層に理解させ、日常生活で実施させる方法であった。彼が採用した方法は、両法則に関する啓蒙的教授であった。彼はその効果について、次のように楽観的にみていた。自然法則についての「十分に完全な教授がすべての青少年に与えられれば、とくに彼らが自分の性質や健康の法則を熟知していれば」、社会的害悪の多くは、

「急速に一掃されるであろう」(316)し、狂人や白痴の発生さえ予防できる (57)。また遺伝法則を知ることは、「人類にとっても、個人の幸福にとっても、遊星支配の法則を知ることよりも重要である」(329)とさえ彼はのべる。

ところで、ハウが教授対象として青少年を示すのは、とくに社会下層の青少年を社会的害悪の予備軍とみていたからであろうが、彼は社会全体 (実質的には社会下層レベル) に対しても、自然法則の知識普及に賛意を表わした。生理学の法則に関する、より全般的な知識をコミュニティに紹介する州当局の施策に対する彼の賞讃がそれである (311)。しかも社会における自然法則の知識普及は、彼の重視する社会進歩と密接な関係があると彼は考えた。社会の急速な進歩は、「一般人民に自分の健康状態を自分で把握するよう教える手段の成功によって近くも遠くもなる」(329)と彼には思われたのである。

以上がハウによる第一の改革であるが、基本的原因としての社会的経済的条件説から第二の改革が示される。この原因説は、社会下層を自然法則背反に追いやる条件としての貧困と無知および社会制度についての改革を導きだすはずであった。従って、より根本的な社会改革を彼はめざすべきであった。

ハウが第二の改革において提示した改革構想は、社会下層の要求に対し彼がどのように対応したかをみていくことによって検討する。彼は社会下層の要求に対して、基本的には好意的に応じたといえよう。この点は、後にふれる社会上層とは全く異っていた。彼は、「恵まれた少数者は働く多数者を無視」(312)することを認めなかった。また社会下層自身が自由、洗練、知識を必要ないと感じたとしてもそれは、彼らが必要を知る機会と手段がなかったからにすぎないと彼は考えた (309)。社会下層の要求に対する彼の見解を具体的にみよう。まず経済的要求である。彼らが自然法則に背反する基本的原因の一つとして、彼はすでに貧困をあげていた。従って、社会下層の貧困からの解放が、自然法則遵守の基本条件であることを彼は熟知していた。実際彼は、「社会的結合が生ずる利益に対する分与」を、社会下層が要求することを正当と認め、軽蔑または無視されるべきではないと主張した (308)。しかし彼は、貧困からの解放についてこれ以上言及することはなかった。

ハウの基本的原因説に間接的に対応するものとして、社会下層の政治的要求に対する承認がある。彼は、「貧しく、辛抱している階層に神の御名において投票」し、「自分の心が同意するままに投票する」(310)のを認める。彼は、社会下層には少なくとも投票権を与え、その

意味での政治参加を認めようとした。しかし、彼は投票権の対象をこれ以上拡大するの否かについては何も言っていない。

社会下層の要求に対するハウの承認は、重要なことに「恵み」としてではなく「権利」としてであったし(311)、それも理論の問題としてよりも現実に承認するという事実の問題としてであった(308)。彼は社会下層の政治的権利についても承認する(308, 327)。しかし社会改革を構想するうえで彼が強調するのは、心身の諸側面の発達に必要な条件整備および教育をうけることの権利である。彼は社会下層に対して、「知的、道徳的、社会的可能性のこの発達(あらゆる能力、可能性、情愛の発達)に必要な時間と手段を享受すること」を生得権として認め(309)、同様の主張を繰返した(317, 327)。それだけでなく奴隷に関連して、彼は次のように断言した。「精神的教化や訓練」は、「あらゆる人間が社会に対し要求する権利をもっている」(318)。彼が教育の権利を重視したのはなぜであろうか。ここで教育とは、自然と遺伝の両法則に関する啓蒙的教授ではなく、心身の諸側面にわたる発達を促すためのものであった。彼は人の生きる目的を、「あらゆる能力、可能性、そして情愛の発達であり、神が人の本質を満たすためにこの美しい世界に貯えてきた全対象の享受」(308)とした。このような理想的人間像への到達には、「心身の調和的訓練と発達」(322, 下線部は原文大文字)、すなわち彼の考える教育が必要となるのは明らかであった。これは何より、自然法則遵守の確実ないかえに他ならず、長期的には社会的害悪に対する正確な予防法となるのである。そこで彼は、改革方法としての教育を次のように位置づけた。社会的害悪を「一掃する唯一の方法は、彼らを知情的で有徳で楽しむ人々へと変えることである」(309)。これが彼が教育の権利を重視した理由である。このように、社会下層からの経済、政治、教育への要求を基本的には権利として承認するというのが、彼の第二の改革であった。

ここで第二の改革に関連して、社会下層の要求に対する上層の態度はいかなるものであったのか、ハウの観点からふれておきたい。社会上層である工場経営者と奴隷所有者の責任を彼が問うのは、社会支配者としての彼らだけでなく、彼の社会的経済的条件説による社会的害悪発生者としての彼らでもあった。しかし彼らは、支配者・発生者としての責任を自覚することなく、社会下層の要求を認めないばかりか(310)、彼らに仕事を与えることで宥与しているときえ考えていた(319)。また上層はキリスト教徒であったが、このことによっても事態は全

く変わらず、何より彼らの精神的指導を担っている教会自体、説教するばかりで実行されず(326)、結局は下層に対して忍耐の義務を繰返し説教するばかりであった(309)。これが彼が判断した、社会上層および教会の社会下層の要求に対する態度であった。

次にハウの社会改革構想における基本的立場を、彼の革命についての発言を手がかりに探してみたい。確かに彼は、革命についての賛否を直接明示することではなく、次のように定義するのみであった。「力によって達成される時革命とよばれ、平穏になしとげられる時改良とよばれる」(308)と。また社会上層の態度を非難しつつ、次のように革命発生の予測をのべる場合でも、そこには社会上層の無自覚と無関心に対する警告的意味が読みとれるだけである。社会上層が「富、安楽、贅沢な生活を楽しみ」、社会下層を「無知、貧困、そして悲惨のままに働くに任せておく限りは、今後も革命がおこるであろう」(308)と。ところで社会的害悪に対する彼の危機意識のなかで最大の懸念は、社会的害悪の社会下層への拡大であった。しかしその場合、彼が恐れていたのは彼らの単なる拡大ではないし、また社会における漠然とした無秩序ではなからう。社会的害悪の拡大によって生ずる社会混乱が革命を誘発することこそ、彼が真に脅威を感じたことではなからうか。この脅威感と、彼の社会改革における主要な方法としての教育の提示、あるいは社会各層が同一社会で生活する社会単一体と社会進歩の強調、そして秩序と調和の重視(309)を併せみる時、彼が社会改革を実現する基本的立場は革命ではなく、改良であることはまず確実であろう。彼が最良の社会形態とみなす彼の民主主義観を一瞥すれば、彼の改良主義の選択は一層明らかであろう。彼によれば、民主主義社会ではあらゆる政治的、法律的区別が廃止され、身分的差別もない。しかし社会上層については、彼らの「富や立派な社会的地位を動かすことなく、所有するままにしておく」のである(310)。改良主義の選択によって、社会改革の実現過程において彼が望んだのは、次のことであろう。社会下層の諸要求を承認し、教育を普及することによって、社会下層を革命に走らせることなく、同時に社会は、単一性と秩序・調和を保ち、その結果、社会混乱は解消され、社会進歩が実現される。

ハウにおける改良主義選択に関わって重要なのは、改革の担い手として中産層を選定することを、彼が自覚したことであると思われる。社会上層はすでに、担い手としては失格であった。彼が担い手として選んだのは、「より知的で、より富裕な階層」(312)であり、知的な有徳者であった(331)。「人類の指導層である真の貴族」

(325～6)である彼らこそ、彼の社会的害悪発生論を理解する知性を持ち、社会的害悪が人類に及ぼす影響、究極的には人類の運命を懸念するほど有徳であり、さらに改革活動に専念できるほど経済的余裕があり、しかも社会制度の関係者ではなかったのである。彼の求めた担い手こそ、典型的な中産層であったといつてよい。ハウの人道主義的改革に対する従来の理解は、彼の改革における運動主体を中産層であると指摘するのみであって、改革がもつ中産層にとっての利害関係を、彼がどう考えていたのかを問うことはなかった。しかし彼は中産層を担い手とするために、中産層および社会上層が社会下層の脅威に直面している現実を認識させることをも意図して、ここであからさまに「私欲」を導入した。「われわれに不幸な人や無力な人の保護を命ずるのは、ただに慈悲心や宗教のみならず、私欲もその命令に入ってきて繰返すのである」(308)。彼は社会上層を含め中産層に対して、現在の社会的地位や財産の維持をまず正當化し(310)、同時にそれらが社会下層の脅威にさらされはじめている現実を認識させることによって、担い手としての自覚と改革のための活動を中産層に期待したのである。「私欲」は、上述した彼の社会改革にとって、説得の論理であると同時に本音でもあった。だが「私欲」の論理は後にふれるように、ハウに特有なものではなく、当時の改良主義的改革者には共通していたと思われる。

V ハウの社会改革構想の意義

ハウの社会改革構想の全体像が明らかにされた段階で、最後に次の三点について彼の社会改革構想の意義を考察したい。1. ハウの社会改革構想の内容に対する評価。2. 彼の社会改革構想における白痴学校設立計画の位置づけ。3. 19世紀中葉アメリカの改革論における彼の社会改革構想の位置づけ。

第一に、ハウの社会改革構想の内容に関する評価をとりあげる。従来の研究では、白痴学校設立を具体的目標とする彼の白痴処遇改善運動が、人道主義的社会改革の一環であることは認めながらも、彼の改革に関する内容の検討に立ち入ることはなかった。また白痴の発生原因として自然法則違反は指摘されたし、彼が貧困と無知をもたらす社会制度に批判的であったことも知られてきた。しかし、彼の二つの発生原因説が彼の社会改革構想といかなる関係があるかについては検討されなかった。彼の構想では、彼の白痴・社会的害悪発生原因説にはほぼ対応して改革課題と方法が示された。第一の自然法則違反・遺伝説からは自然法則と遺伝法則に関する啓蒙的教授が、第二の社会的経済的条件説からは経済・政治・教

育的権利の承認があげられた。第一の原因説およびそれに基づく改革策は、社会状況と白痴の実態との関係を彼はよく認識して追求されたので説得力があった。しかし改革構想全体のなかで改革を実現するために最も基本的な彼の課題は、社会下層を貧困から解放すること、および工場制・奴隷制の改革であった。これらが最も基本的な彼の課題であるという意味は、それが調和的発達のための教育や無知からの解放、そして社会制度の改善など他の改革策の前提となるだけでなく、彼の改革が社会改革たりうるためにである。

しかしハウは社会下層の貧困原因を明確に理解しながらも、貧困からの解放プログラムを極めてあいまいにしたままであった。彼は社会制度、とくに工場制と奴隷制についてもその問題性は正確に指摘するが、その解決策を殆んど示さなかった。このあいまいさは、二つの制度の所有者である社会上層に対する態度にも現われており、彼は社会上層を非難するが、革命発生を警告することによって彼らの自覚を待つのみである。その反面、彼は投票権の対象を社会下層までとし、社会的害悪をその範囲に含めていないようである。

ハウにおける真の改革対象は、社会的害悪を発生させる社会的経済的条件の解消であり、社会的害悪は当面の改革対象であったはずである。しかし貧困という基本的課題に対する改革では原則論が示されるにすぎないとすると、他方で彼が強調していた教育による社会改革が自ずと重視されてくる。確かに彼の教育論は、人道主義者のそれとして十分評価に耐えるものであったし、理想的人間像への教育による到達論は、社会的害悪の消滅策という目標に対する、より現実的手段として理解できる。しかもマサチューセッツ州は、モンスクールが比較的普及していたから、彼の教育による改革は空想的計画とはいえなかった。しかしながら、第二の改革策における無知からの解放と彼の教育論を一体化してみる時、彼がいかなる教育内容を描いたのか疑問が残る。というのは彼の教育論には、社会下層の生活を規制している諸条件、とくに貧困と工場制・奴隷制を認識させるという観点が見出せないからである。従って、彼の社会改革における主要な方法としての教育は、自然法則と遺伝法則について社会下層の無知を啓蒙する側面のみを強調に陥る危険があったのである。彼の社会改革構想について彼が提示する改革案を実体的に整合していけば、彼において実現されるはずの社会は、上層対下層の鋭い対立のない融和的社会であり、上層と中産層の勢力が温存され、中産層を指導者とする新秩序によって支配される社会になるだろう。しかし、貧困と工場制・奴隷制に対する彼の

不鮮明な改革策は、理想社会を実現するうえで彼の社会改革構想におけるアキレス腱となることが理解されるのである。

ハウの社会改革構想の意義に関して第二に、彼の白痴学校設立計画は、社会改革構想にどのように位置づけることができるであろうか。白痴学校の設立計画は、先行研究が主張してきたように人道主義者ハウの障害者・社会弱者に対する処遇改善の一環、あるいは重度な障害児を教育によって救済するという意味で、処遇改善の頂点に位置するのであるか。彼が白痴処遇改善の方法として教育を採用し、そのための専門施設として学校の設立を計画したのは、従来の評価である、教育による白痴における発達の実現を彼が期待したからだけではない。彼が重度な障害をもった白痴に対し、教育と学校を重視したのは、彼の社会改革構想における白痴に対する位置づけおよび教育的改革方法の強調と無縁ではない。学校における白痴教育に対する彼の意図は、次の点にあると思われる。第一に、人間として最低の状態にある白痴を学校で系統的に教育することによって、白痴は心身ともに健全な発達を獲得し、一部の白痴は自活する。これは自然法則背反説と改革における教育的方法の正しさを立証することになる。第二に、白痴学校の教育は、長期的には白痴における欠陥ある心身の遺伝を減少させる。これは彼の遺伝法則説の正しさを立証することになる。要するに、社会的害悪の典型・象徴としての白痴の学校教育によって彼が実証しようとしたのは、彼の社会的害悪論の妥当性と社会改革の主要方法としての教育の有効性、すなわち彼の社会改革構想そのものの妥当性であった。この実証のあとで、彼は社会的害悪および社会下層に教育的改革方法を適用することによって、階層対立による社会的混乱を防止し、かつ社会進歩を旨ざそうとしたと思われる。このような考え方は、これ以前の彼の障害児教育論では殆んど示されることはなかったが、48年白痴論において、一層体系的にそして最も鮮明に示されたのである。以上の理由から、ハウの白痴学校は、彼の社会改革活動における単なる一環でも頂点でもなく、19世紀中葉における社会的緊張を背景とし、それを教育によって解消するための彼の改良主義的社会改革構想のモデルであったといえるのである。第三の問題は、ハウの社会改革構想を世紀中葉のアメリカ社会改革論にどのように位置づけるかである。19世紀初頭以降のアメリカ資本主義は、著しい発展と同時に諸々の矛盾を社会的に生産した。これをアメリカ発展の危機とみなし、また独自の社会的役割を見出そうとする中産層を中心に多様な社会改革運動が生じた。いわゆる改革の時代である。この改革

運動の前提には、個人の可能性に対する考え方の根本的な変化があった。自由な個人という新しい見方が生まれ、それを妨げる社会諸制度に対する批判が加えられたのである。また改革の方法として全般的に教育が重視されたといわれる¹⁸⁾。中産層・社会上層に対する「私欲」の論理も、19世紀中葉の社会状況に対する危機意識が強まるにつれ導入されてくる(たとえば、ホレースマン(Horace Mann 1796~1859)の教育論に典型的であるが、「私欲」は社会上層に対する説得の論理として展開される)。改革論におけるこのような全般的特徴や改革論の背景については、ハウの改革構想についてもほぼ適用できよう。従って、彼の改革構想は、改革の時代に現われた改革論の一部、とくに新しいタイプの専門的改革者¹⁹⁾によるそれといえることができる。

ところで彼が、改革方法として教育を重視したのはいかなる事情からであろうか。一つには彼自身、盲児と盲聾啞児に対する教育経験との関連はあるだろうが、何よりマンからの影響が強いと思われる。ハウはブラウン大学でマンの後輩で教授をうけたことがあり、また個人的にも親しく監獄や狂人処遇の改善運動においても共同歩調をとることが多かった。さらにハウはマンのコンストラクト運動を、マンはハウの白痴学校設立運動を支援した²⁰⁾。マンは当時の社会状況に危機感を抱いていたが、彼は教育を政治的改革の代替とみなして、階層間の争いを解消し社会の平衡機能を達成しようとした²¹⁾。早くから教育による社会改革を主張してきたマンが、時代状況に対する共通の危機意識を媒介としてハウに影響を与えたと思われる。19世紀中葉のアメリカ改革論における、ハウの社会改革構想の独自性をあげれば、教育による社会改革の方法を白痴学校に具体的に適用し、現実化した点、骨相学の教義に基づいて白痴と社会的害悪の発生原因を解明した点、中産層を担い手とする融和的社会を旨ざした点にある。また彼の構想には、現実的部分と観念的・空想的部分、あるいはリベラルな面と保守的な面の混淆がみられるが、これがどのように機能するかは、この時期以降の彼の社会活動、とくに60年代の州慈善委員会(the board of state charities)の長としての活動で明瞭に示されると思われる。

最後に、従来では人道主義的、博愛的と称されるのみであったハウの白痴処遇改善運動の実体を要約したい。19世紀中葉アメリカの社会状況にリアルな危機意識を抱き、白痴を社会的害悪の典型とみていた彼にとって白痴学校は、彼の社会的害悪論の妥当性と教育的改革方法の有効性を実証するためのモデルであった。彼は、経済・政治・教育の権利を社会下層に認め、とくに心身の調和

的な教育を実現することによって、改良主義と中産層に支えられ、また単一体、秩序・調和、そして進歩の諸条件を備えた社会形成を目ざしたのである。また白痴の教育をうける権利論についても、彼の構想における最も基本的な方法としての教育およびその権利との関連を指摘しておきたい。

註

- 1) レオ・カナー、中野善達ほか訳(1976)：精神薄弱の教育と福祉の歩み、pp.85～91. 福村出版。
- 2) Fernald, W.E. (1893)：The history of the treatment of the feeble-minded. Proceedings of the Treatment of the 20th National Conference of Charities and Correction, pp. 209—15.
- 3) Howe, S.G. (1847)：Idiot. Report in Part. 20p. Massachusetts House Document No. 152.
- 4) Howe, S.G. (1848)：Report made to the Legislature upon Idiocy. Massachusetts Senate Document No. 52 (Feb., 1848), pp. 1—100.
- 5) 津曲裕次(1964)：アメリカ精神薄弱教育史—「白痴学校」の成立過程とその考察(3). 精神薄弱児研究第69号, pp.32—4.
- 6) 中村満紀男(1969)：S. G. ハウの障害児教育思想に関する一考察, 東京教育大学教育学研究科昭和43年度修士論文(未刊)。
- 7) 那須富佐恵(1972)：S. G. ハウの白痴教育論についての一研究, 精神薄弱問題史研究紀要第12号, pp.30—42.
- 8) 清水貞夫(1974)：アメリカにおける「白痴」学校(施設)の成立, 宮城教育大学紀要第9巻, pp. 97—105.
- 9) 本研究で「48年白痴論」とは、最終報告と48年6月論文をさす
- 10) Twenty-Eighth Annual Report of the Trustees of the Massachusetts School for Idiots and Feeble-Minded Youth (1876), p.51.
- 11) 中村満紀男(1978)：アメリカ合衆国における白痴教育の構想に関する一考察—1845年までの導入過程における一, 特殊教育学研究第15巻, 第3号, p. 16.
- 12) Howe, S.G. (Feb., 1848)：Ibid., p. 5. 以下の引用箇所は、(5)のように本文中の引用末尾に示す。
()内の数字が1—100は文献4(最終報告)である。
- 13) Howe, S.G. (June, 1848)：Causes and Prevention of Idiocy. Massachusetts Quarterly Review, Vol. 3 (June, 1848), pp. 308—31. 以下の引用箇所は、(315)のように本文中の引用末尾に示す
()内の数字が308—31は文献13(48年6月論文)である。
- 14) ハウは恐らく序列性を意識して、社会的害悪の種類を示した。p.53, 56, 58, 88, 89参照。
- 15) 白痴から非道徳的行動や悪習を子どもが模倣すること。
- 16) 身体的状態の低下が、知的道徳的状态の低下を生むメカニズムについては、pp.322—3, 325参照。
- 17) 社会的害悪に対しては、社会からの排除は物理的に不可能であるとし、社会下層に対しては、社会の主要部—重要な労働力—であるために一掃できないとする。
- 18) Thomas, J.L. (1965)：Romantic Reform in America, 1815—1865. American Quarterly. Vol. 17 (Winter, 1965), p. 668, 670.
- 19) Thomas, J.L. (1965)：ibid., 663.
- 20) Mann, H. (1848)：Education of Idiots. The Common School Journal. Vol. 10, pp.4—22. 本論文は、1843年のヨーロッパ視察によって書かれたと思われる。
- 21) Thomas, J.L. (1965)：ibid., pp.668—70.